

国の重点支援地方交付金活用事業

令和7年度 物価高騰対応生活支援給付金

【申請期限 令和8年3月6日】

エネルギー・食料品等の価格高騰に直面する村民の生活を支援するため、電気料金・ガス料金・水道料金・浄化槽使用料金を支払った村民に対しその一部を給付します。

支給対象者

以下のすべてに該当する者

- ・令和7年7月1日（基準日）以降青ヶ島村に住民登録されている者のうち、村内に居住していると認められる者
- ・基準日以降6ヶ月以内に転出していない者

給付対象

令和7年4月1日～令和8年2月28日までの間に支払った、
個人名義の電気料金、ガス料金、水道料金、浄化槽使用料金

給付額

10万円（世帯上限）

各料金の合計で10万円とし、申請は1回までとします。既に本給付の受付が完了していることが確認された場合は、2回目以降の申請は無効。

申請方法

- ・支給対象者に該当する世帯には申請書兼請求書を郵送します。世帯主以外の構成員が電気料金等の支払い者である場合は、その者が申請をしてください。支給対象にもかかわらず申請書兼通知書が世帯へ届かない場合は、1月19日以降に村役場企画財政係へお問い合わせください。
- ・やむを得ない事情によりご本人が申請書を提出できない場合は、親族や同居人等の代理人の申請を認めます。その場合は委任状を併せて提出してください。
- ・申請者本人が支払ったことを証明できる書類（領収書、口座振替通知書、通帳の写し等）を必ず添付してください。
- ・給付金振込先口座確認のため、申請者（各種料金等の支払い者）ご本人の、ゆうちょ銀行口座の番号及び名義が記載されている部分のコピーを添付してください。
- ・郵送での申請はできません。申請期限までに村役場窓口で申請してください。

申請期限

令和8年1月15日（木）～令和8年3月6日（金）17時厳守

※期限後の申請は受付できませんのでご了承ください。

給付方法

申請書類の確認をし、受付から1ヶ月以内に指定のゆうちょ銀行口座へ振り込みます。給付決定通知書は送付しませんのでご自身で通帳記帳等によりご確認ください。

《問い合わせ先》 青ヶ島村役場 総務課 企画財政係（企画担当）

電話 04996-9-0111 FAX 04996-9-0001